

筑西広域市町村圏事務組合環境センター基幹改良等推進室の設置に関する規則

令和2年3月13日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、筑西広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の環境センター各施設における基幹的設備改良事業等に関する事務を円滑かつ効率的に推進するため、環境センター基幹改良等推進室（以下「推進室」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 推進室は、関係施設内に置く。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、事務局内に置くことができる。

(分掌事務)

第3条 推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基幹的設備改良事業等に係る予算に関すること。
- (2) 基幹的設備改良事業等に係る設計及び見積に関すること。
- (3) 基幹的設備改良事業等に係る工事契約及び施工に関すること。
- (4) その他調整及び関係事務に関すること。

(組織及び職務)

第4条 推進室は、組合職員若干名をもって組織する。

- 2 推進室に、室長、係長又は係員を置く。
- 3 室長は、事務局長の命を受け、推進室の事務を処理し、職員を指揮監督する。
- 4 係長又は係員は、上司の命を受け、分担事務に従事する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。